

平成 22 年川俣町議会第 7 回臨時会会議録

平成 22 年川俣町議会第 7 回臨時会は、11 月 26 日川俣町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

1 番 高橋道弘君	2 番 高橋真一郎君	3 番 鳴原利光君
4 番 高橋道也君	5 番 菅野清一君	6 番 齋藤博美君
8 番 菅野意美子君	9 番 新関善三君	10 番 黒沢敏雄君
11 番 三浦浩一君	12 番 五十嵐謙吉君	13 番 石河清君
14 番 遠藤宗弘君	15 番 高野善兵衛君	16 番 佐藤喜三郎君

2. 不応招議員は、次のとおりである。

7 番 昆久美子君

3. 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じである。

4. 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じである。

5. 地方自治法第 121 条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	古川道郎君	副町長	高橋孝君
総務課長	仲江泰宏君	企画財政課長	菅野浩市郎君
町民税務課長	高橋良之君	会計管理者	佐藤修一君
保健福祉課長	佐藤真寿夫君	建設水道課長	沢井一雄君
産業課長	沢口進君	教育委員長	佐藤捷善君
教育長	神田紀君	こども教育課長	佐藤光正君
生涯学習課長	佐藤勝雄君	総務課長補佐	大内彰君

6. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 高橋清美 書記 橋本文雄

7. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

町長提案要旨の説明

報告第 8 号 専決処分の報告について

(専決第 9 号 富田幼稚園園舎耐震補強工事請負契約の一部変更について)

て)

議案第 89 号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第 90 号 町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 91 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

議案第 92 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 93 号 平成 22 年度川俣町一般会計補正予算（第 4 号）

議案第 94 号 平成 22 年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 95 号 平成 22 年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 96 号 平成 22 年度川俣町水道事業会計補正予算（第 3 号）

追加日程

発議第 8 号 川俣光風園の運営移譲に関する意見書

◎開会及び開議の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） ただいまの出席議員は１５人です。定足数に達しておりますので、ただいまより、平成２２年第７回川俣町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。（午前１１時００分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第１，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第１１８条の規定により、議長において３番議員 鳴原利光君、４番議員 高橋道也君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第２，会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。

本臨時会の会期は、本日１日にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって会期は、本日１日とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第３，町長から提案要旨の説明を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 本日、ここに平成２２年第７回川俣町議会臨時会を開催するに当たりまして、議員の皆様にご参集を賜りましたことに、心から御礼を申し上げます。

さて、私は、先月の町長選挙におきまして、町民皆様の厚いご支持、力強いご支援をいただきまして、町長としての当選の榮譽に浴し、３期目の町政を担うこととなりました。責任の重大さに思いをいたし、身の引き締まる気持ちでございます。新たな任期は、今月２９日からでございますが、多くの皆様からお寄せいただきました信頼と期待に応えるため、新たな決意をもって、人が元気、地域が元気いっぱい、笑顔いっぱいの進化する川俣町づくりに全力を傾注してまいり所存であります。議員皆様には、今後、なお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

本臨時会に提出いたします案件でございますが、専決処分の報告が１件、一般議案は、議案第８９号、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例のほか７件でございますが、これらの議案は、平成２２年福島県人事委員会勧告の実施に伴い、１２月１日から施行するための給与条例等の改正及び給与等の補正を行うものでございます。

また、議案第９０号、第９１号につきましては、諸般の事情を考慮し、引き続き町長等の給与月額を減額するため、所要の改正を行うものでございます。給与等の改正につきまして、福島県人事委員会は、今年も企業規模５０人以上、かつ事業所規模５０人以上の県内の８４１の民間事業所のうちから抽出した１６８の事業所の

給与の調査を実施した結果、職員給与で0.13%、期末勤勉手当で0.14月、民間給与を上回っていたことから、今年10月4日に民間給与との格差を埋めるため、これらにかかる給与等の改正について勧告を行ったところでございます。

それでは、提案要旨の説明を行います。

報告第8号は、専決処分の報告でございますが、これは富田幼稚園園舎耐震補強工事請負金額を地中張りの補強や屋内給水、排廃油管敷設外等の施工により変更し専決処分を行ったので、地方自治法の規定により、その報告を行うものでございます。

議案第89号、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、議会議員の期末手当の年間支給割合を3.05月から0.15月引き下げ、2.9月とするための改正を行うものでございます。

議案第90号、町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、議会議員と同様に期末手当の年間支給割合の改正を行うとともに、諸般の事情を考慮し、引き続き町長、副町長の給与月額を減額するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第91号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例につきましては、町長、副町長と同様に期末手当の年間支給割合の改正を行うとともに、諸般の事情を考慮し、引き続き教育長の給与月額を減額するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第92号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、県人事委員会勧告に基づき、55歳を超える行政職6級に属する職員の月例給等について0.9%の減額を行うものでございます。また、期末勤勉手当について、年間支給月数を0.15月引き下げ、4.05月から3.9月とするものでございます。

議案第93号、平成22年度川俣町一般会計補正予算（第4号）は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ757万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億5,840万8000円とするものでございます。歳入では、県支出金で緊急雇用創出基金事業補助金121万円の増額、第4号補正の歳入歳出増減額878万4,000円を財政調整基金に繰り戻すとした繰入金の減額でございます。歳出では、人件費において、平成22年福島県人事委員会勧告の実施に伴い、議会議員特別職の期末手当、職員給与費を合わせて829万2,000円の減額。物件費では、県補助金を活用した観光と資源発掘事業委託料121万1,000円の増額。繰出金では、介護保険、国民健康保険事業特別会計の人件費分の繰出金55万7,000円を減額としております。

議案第94号、平成22年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、事業勘定において既定の予算額18億1,249万1,000円から歳入歳出それぞれ27万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億1,221万5,000円とするものでございます。歳入では、平成22年福島県人事委員会勧告の実施に伴い、一般会計からの人件費繰入金27万6,

０００円の減額。歳出では、職員給与費２７万６，０００円の減額。また、一般被保険者保険税過誤納付金還付金に不足が生ずる見込みとなったため、特定健康診査委託料を７０万円減額し、同額を還付金に計上するものでございます。

議案第９５号、平成２２年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第３号）につきましては、既定の予算額１３億９，７８２万８，０００円から歳入歳出それぞれ２８万１，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１３億９，７５４万７，０００円とするものでございます。歳入では、平成２２年福島県人事委員会勧告の実施に伴い、一般会計からの事務費、人件費分繰入金２８万１，０００円の減額。歳出では、職員給与費２８万１，０００円の減額としております。

議案第９６号、平成２２年度川俣町水道事業会計補正予算（第３号）につきましては、平成２２年福島県人事委員会勧告の実施に伴い、収益的支出において、職員給与費２６万９，０００円を減額するものでございます。

以上で提出議案の要旨の説明といたしますが、詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせますので、ご審議のうえ議決を賜りますようお願いを申し上げて、提案要旨の説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。



○議長（佐藤喜三郎君） 日程第４，報告第８号「専決処分の報告について（専決第９号、富田幼稚園園舎耐震補強工事請負契約の一部変更について）」、報告いたします。
こども教育課長。

○こども教育課長（佐藤光正君） 報告第８号、専決処分の報告について

地方自治法第１８０条第１項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同法同条第２項の規定により報告する。

記

専決第９号 富田幼稚園園舎耐震補強工事請負契約の一部変更について
平成２２年１１月２６日提出

川俣町長 古川道郎

裏のページをご覧くださいと思います。

専決第９号、富田幼稚園園舎耐震補強工事請負契約の一部変更について
次のとおり請負契約を変更する。

１ 契約の目的 富田幼稚園園舎耐震補強工事

２ 契約金額 変更前 ５，０２９万５，０００円

（うち消費税及び地方消費税２３９万５，０００円）

変更後 ５，２８０万５，５５０円

（うち消費税及び地方消費税２５１万４，５５０円）

３ 契約の相手方 川俣町字五百田２４番地

株式会社遠藤工務所代表取締役 遠藤栄治

平成２２年９月２２日提出

川俣町長 古川道郎

ご説明申し上げます。

富田幼稚園園舎耐震補強工事は、平成２２年３月２５日に株式会社遠藤工務所と請負契約を交わし工事を進めておりましたが、工事の内容に変更の必要性が生じたため、平成２２年９月２２日に、地方自治法第１８０条第１項の規定により、町長において専決による請負契約の一部変更を行ったので、同法同条第２項の規定により議会に報告するものでございます。

なお、工事は９月３０日に竣工し、１０月４日から新装になりました園舎で保育を開始いたしました。

変更の内容といたしましては、地中張り補給工事に伴います既存の床との接合部分の安全性と景観上の問題から保育室、廊下、玄関等の床のはり替え１７３平方メートルを行ったほか、地中に埋設しています給水管と給油管の一部に腐食の進行が見られたために、床下部分の合計延長１０２メートルの配管敷設替えを実施いたしました。また、雨どいにも老朽化に伴う腐食が見られたために、７０メートルにわたる雨どい交換も実施いたしましたところでございます。これらの工事に伴う変更工事金額が２５１万５５０円増となり、当初契約金額５，０２９万５，０００円から５，２８０万５，５５０円といたしましたものでございます。以上、報告を申し上げます。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第５，議案第８９号「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） 議案第８９号、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第１条 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（昭和５１年川俣町条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「１００分の１６０」を「１００分の１４５」に改める。

第２条 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第５条第２項中、「１００分の１４５」を１２月に支給する場合においては、「１００分の１４５」。「１００分の１４０」を１２月に支給する場合においては、「１００分の１５０」に改める。

附 則

この条例は、平成２２年１２月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成２３年４月１日から施行する。

平成２２年１１月２６日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

平成２２年福島県人事委員会勧告の実施に伴い、所要の改正を行うものである。
ご説明を申し上げます。

本改正は、平成２２年福島県人事委員会勧告の実施に伴い、条例第５条第２項に規定いたします期末手当の年間支給割合の改正を行うものでございます。

今回の改正は、平成２２年度にかかる改正部分を第１条、平成２３年度以降にかかる改正部分を第２条とし、それぞれ施行期日を定めてございます。

第１条は、期末手当年間支給割合を３．０５月から０．１５月引き下げ２．９月とするとし、今年度につきましては、６月期は支給済のため、１２月に支給する期末手当の支給割合を０．１５月引き下げ、１．６月から１．４５月に改正し、平成２２年１２月１日から適用しようとするものでございます。

次に、第２条は、第１条同様、期末手当の年間支給割合を３．０５月から０．１５月引き下げ２．９月と改正するものでございますが、平成２３年度以降は０．１５月の引下げ割合を６月及び１２月の２回の支給期に振り分け、６月に支給する期末手当の支給割合を０．０５月引下げ、１．４５月から１．４月に、１２月に支給する期末手当の支給割合を０．１月引下げ、１．６月から１．５月に改正し、平成２３年４月１日から適用しようとするものでございます。なお、本改正による期末手当年間支給額は、総額で約６５万３,０００円の減額となるものでございます。

附則につきましては、第１条及び第２条の施行期日を定めてございます。

以上、議案第８９号の説明に代えさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤喜三郎君）　これから、本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。
高橋道弘君。

○１番（高橋道弘君）　先ほどの提案要旨の説明で、県の人事委員会で５０人以上の事業者８００社の中から１６０数社を選んで調査をした結果、こういうふうになりましたという町長の提案要旨の説明があったわけではありますが、福島県に５０人以上の事業所というのは８００よりはかなりあると思うんですね。ですから、その８００社というのは、どういう業種、業態を選んで、その８００社があつて、その１６０何社というのは、どうやって選ぶのかお聞きをしたいのですが。

○議長（佐藤喜三郎君）　総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君）　ご質問にご答弁申し上げます。

県の人事委員会におきましては、先ほど町長が提案要旨で申し上げましたように、企業規模５０人以上、かつ事業所規模５０人以上の県内の８４１の民間事業所のうちから無作為抽出法によって抽出した１６８事業所の企業実態調査をしたということでございます。また、業者につきましては、一般的に製造業、サービス業すべてを含めての抽出ということで、報告を福島県人事委員会の中では、そのような報告となっているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君）　ほかに質疑ありませんか。高橋道弘君。

○１番（高橋道弘君）　無作為で１６８社選んだのは分かったんですけど、この８４１社というのは、今の総務課長の説明で私ちょっと分からないんでよね。製造業とかいろいろ言っていますが、８４１ではきかないじゃないですか、福島県にある

50人以上の事業所というのは。ですから、例えば公務員というのは、保育、幼稚園、建設、産業、事務職、ありとあらゆる職種があるわけなんですけども、当然同類の業種を調べるものだと私は認識をしているんですけども、具体的には日本産業標準分類で言えば、どういう業種を選んでその841になるのかお聞かせをいただきたい。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） ご質問に答弁申し上げます。

県の人事委員会に基づく民間給与の実態調査の内容に基づきますと、基本的には168事業所を対象にやっていますが、基本的には国家公務員である人事院と共同として規模50人以上ということになってございますが、平成22年職種別民間企業実態調査という名の下で、この調査の中では、公務の行政職と類似すると認められる事務、技術関連職種のもの及び教員、医師等について、個々の事業主に実際に支払われた企業実体額を実施したという内容となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） なんでお聞きしているかと言いますと、多くの住民の方々は、実態調査をしているんだけど、その実態を反映していないのではないかという批判が数多くあるわけですね。ですから、今、総務課長の話を聞くと、例えば事務技術関連で公務サービスをしている人と同等のような仕事をしている人の実際に支払った給与実態を調べていますということですから、たぶんに50人規模の事業所の全体の額を出しているのではなくて、その中の更に職種を選んで調査をしている可能性が私はあると思うんですよ。ですから、多分今日は答弁できないと思いますから、答弁できるなら答弁していただきたいんですけども、その人事委員会で調べているその実態調査の内容について、多くの国家公務員であれ地方公務員であれ、国民の人は多くの疑問をそこに持っているわけですね。ですから、どういう調査を本当にしているのかということをやっぱりつまびらかにしないと納得できないものが多く出てきますので、その辺ですね、実際はどういう調査を本当はしているのか。どういう産業、業種、そしてその全体の事業所の平均を出しているのか、個々の従業員の実態を集めてきてやっているのか、その辺分かるのであれば答弁いただきたいと思いますし、分からないのであれば、是非後でお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） ご質問に答弁申し上げます。

ただいまご質問にありました内容につきましては、私自身もそのような形であるべきだと思っております。当町におきましては、職員の給与等に関する報告及び勧告ということで、県人事委員会の資料をいただいておりますが、ただいまご質問にありました内容等については、十分内容について承知をしておりますので、今回の質問等を受けて、今後そのような内容を含めたうえで、ご説明させていただきます。

たいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第 89 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第 6，議案第 90 号「町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） 議案第 90 号、町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 町長、副町長の給与に関する条例（昭和 31 年川俣町条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「100 分の 160」を「100 分の 145」に改める。

附則に次の 2 項を加える。

第 17 項 平成 22 年 11 月 29 日から平成 26 年 11 月 28 日までの給料に限り、第 2 条の規定にかかわらず、町長についての給料月額、給料月額 84 万 6,000 円に 100 分の 30 を乗じて得た額を減じて得た額とする。

第 18 項 平成 22 年 12 月分から平成 26 年 11 月分までの給料に限り、第 2 条の規定にかかわらず、副町長についての給料月額、給料月額 67 万 6,000 円に 100 分の 10 を乗じて得た額を減じて得た額とする。

第 2 条 町長、副町長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 3 条中「100 分の 145、12 月に支給する場合においては 100 分の 145」を「100 分の 140。12 月に支給する場合においては 100 分の 150」に改める。

附 則

この条例は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中附則第 17 項の規定は、平成 22 年 11 月 29 日から、第 2 条の規定は平成 23 年 4 月 1 日からそれぞれ施行する。

平成 22 年 11 月 26 日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

平成２２年福島県人事委員会勧告の実施に伴う改正を行うとともに、諸般の事情を考慮して、町長及び副町長の給料月額を減額するため、所要の改正を行うものである。

ご説明を申し上げます。

本改正は、県人事委員会勧告の実施に伴い、条例第３条に規定する期末手当の年間支給割合の改正及び引き続き町長、副町長の給料月額の減額規定を継続しようとするものでございます。今回の改正は、期末手当については、平成２２年度にかかる改正部分を第１条、平成２３年度以降にかかる改正部分を第２条とし、それぞれ施行期日を定めてございます。

第１条は、期末手当年間支給割合を３．０５月から０．１５月引下げ、２．９月とするとしており、今年度につきましては、６月期は支給済のため、１２月に支給する期末手当の支給割合を０．１５月引下げ、１．６月から１．４５月に改正するものでございます。

次に、附則第１７項は、平成２２年１１月２９日から平成２６年１１月２８日までの町長の給料月額を３０％減額するものであり、附則第１８項は、平成２２年１２月分から平成２６年１１月分までの副町長の給料月額を１０％減額するものでございます。

以上を第１条とし、平成２２年１２月１日から適用しようとするものでございますが、附則第１７項で定める町長の給料月額の減額規定につきましては、平成２２年１１月２９日から適用しようとするものでございます。

次に、第２条は、第１条同様期末手当の年間支給割合を３．０５月から０．１５月引下げ２．９月と改正するものでありますが、２３年度以降は０．１５月の引下げ割合を６月及び１２月の２回の支給日に振り分け、６月に支給する期末手当の支給割合を０．０５月引下げ１．４５月から１．４月に、１２月に支給する期末手当の支給割合を０．１月引下げ１．６月から１．５月に改正し、平成２３年４月１日から適用しようとするものでございます。なお、本改正による期末手当年間支給額は、総額で約２０万７,０００円の減額となるものでございます。

附則は、第１条及び第２条の施行期日を定めてございます。

以上、議案第９０号の説明に代えさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤喜三郎君）　これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君）　討論なしと認めます。

これから議案第９０号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第7，議案第91号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） 議案第91号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

第1条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和31年川俣町条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の160」を「100分の145」に改める。

附則に次の1項を加える。

第10項 平成22年12月分から平成26年11月分までの給料に限り、第2条第1項の規定にかかわらず、給料月額、給料月額63万5,000円に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とする。

第2条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項中、「100分の145、12月に支給する場合においては100分の145」を「100分の140、12月に支給する場合においては100分の150」に改める。

附 則

この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

平成22年11月26日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

平成22年福島県人事委員会勧告の実施に伴う改正を行うとともに、諸般の事情を考慮して、教育長の給料月額を減額するため、所要の改正を行うものである。

ご説明を申し上げます。

本改正は、県人事委員会勧告の実施に伴い、条例第2条第2項に規定する期末手当の年間支給割合の改正及び引き続き教育長の給料月額の減額規定を継続しようとするものでございます。今回の改正は、期末手当については町長、副町長と同様に平成22年度にかかる改正部分を第1条、平成23年度以降にかかる改正部分を第2条とし、それぞれ施行期日を定めております。

第1条は、期末手当年間支給割合を3.05月から0.15月引下げ2.9月としておりますが、今年度につきましては6月期は支給済のため、12月に支給する期

末手当の支給割合を0.15月引下げ、1.6月から1.45月に改正するものでございます。

次に、附則第10項は、平成22年12月分から平成26年11月分までの教育長の給料月額を10%減額するものでございます。

以上を台紙1帖とし、平成22年12月1日から適用しようとするものでございます。

次に、第2条は、第1条同様期末手当の年間支給割合を3.05月から0.15月引下げ2.9月と改正するものでありますが、23年度以降は0.15月の引下げ割合を6月及び12月の2回の支給日に振り分け、6月に支給する期末手当の支給割合を0.05月引下げ、1.45月から1.4月に12月に支給する期末手当の支給割合を0.1月引下げ1.6月から1.5月に改正し、平成23年4月1日から適用しようとするものでございます。

なお、本改正による教育長の期末手当年間支給額は、総額で約9万9,000円の減額となるものでございます。

附則は、第1条及び第2条の施行期日を定めてございます。

以上、議案第91号の説明に代えさせていただきます。よろしく願いを申し上げます。

○議長（佐藤喜三郎君）　これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

高橋道也君。

○4番（高橋道也君）　89号からちょっと疑問に思っていたんですけども、第2条の第5条第2項中「100分の145」となって、12月に支給する場合においては「100分の45」を「100分の40」となっているんですけど、これ6月ではないんですか。12月、12月と2回なっているんですよ。それで140に改めるのは、6月分のはずなんですけど、12月分に支給する割合は書かれているんですけど、23年の4月から施行する場合には、6月分と12月分を書いていないとおかしいと思うんですけど、ちょっと私解釈がちょっと分からなかったものですから。

○議長（佐藤喜三郎君）　総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君）　基本的には、私が説明した内容となるもので、条文ちょっと分かりづらくなっているかもしれませんが、それぞれの第2条につきましては、23年4月1日から施行するということで、ここで申し上げますと、改正条文の条文上は、12月の支給割合が「100分の145」を「100分の150」と12月になってございますが、これはこれで見ますと、145を150、0.05月分が加算される形となっておりますが、これは第1条の施行期日が平成22年12月1日であるため、第2条が施行される平成23年4月1日時点での条文上の記述は、「100分の145」という形で改正されていることで、ちょっと分かりづらくなっておりますが、内容的にはそのようなこととなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。
（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。
これから議案第91号を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第8、議案第92号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。
当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） 議案第92号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 職員の給与に関する条例（昭和41年川俣町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「第20条の3まで」の次に「及び附則第18項第2号」を加え、同条第2項中「100分の140」を「100分の130」に改め、同条第3項中「死亡した日現在」の次に「。附則第18項第2号において同じ。」を加える。

第21条第1項中「この条」の次に「及び附則第18項第3号」を加え、同条第2項中「次項」の次に「及び附則第18項第3号」を加え、「100分の70」を「100分の65」に改める。

附則に次の5項を加える。

18 当分の間、職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の0.9を乗じて得た額

（当該特定職員の給料月額に100分の99.1を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下こ

の項、附則第19項から第21項までにおいて「最低号給に達しない場合」という。)にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下この項、附則第19項及び第20項において「給料月額減額基礎額」という。)

- (2) 地域手当 当該職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の0.9を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額)
- (3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及び給料月額に対する地域手当の月額の合計額(第20条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該額に、当該額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で、町長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当にかかる同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当にかかる同項各号に定める支給割合を乗じて得た額に、100分の0.9を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及び給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額の合計額(同条第4項の規定を受ける職員にあっては、当該額に、当該額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で町長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当にかかる同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当にかかる同項各号に定める支給割合を乗じて得た額)
- (4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及び給料月額に対する地域手当の月額の合計額(第21条第4項において準用する第20条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該額に、当該額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で町長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第22項において、「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当にかかる第21条第2項前段に規定する町長が規則で定める支給割合を乗じて得た額に100分の0.9を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及び給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額の合計額(同条第4項において準用する第20条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該額に、当該額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で町長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第22項において「勤勉手当減額基礎額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当にかかる第21条第2項前段に規定する町長が規則で定める支給割合を乗じて得た額)
- (5) 第27条第1項から第4項まで又は第6項の規定により支給される給与当該

特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第27条第1項 前各号に定める額

イ 第27条第2項又は第3項 第1号及び第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第27条第4項 第1号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与にかかる割合を乗じて得た額

エ 第27条第6項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額

給料表	職務の級
行政職給料表（別表第1）	6級

(19) 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に必要な事項は、町長が規則で定める。

(20) 附則第18項の規定により給与が減じられて支給される職員についての第13条の規定の適用については、同条第1項及び第2項中「得た額」とあるのは、「得た額から、当該額に100分の0.9を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額」とする。

(21) 附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第14条から第16条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第17条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に18を乗じたものを減じたもので除して得た額に100分の0.9を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に18を乗じたものを減じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

(22) 附則第18項の規定が適用される間、第21条第2項に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員で附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の勤勉手当減額対象額に100分の0.585を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の65を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の130」を「100分の132.5」に改める。

第21条第2項中「100分の65」を「100分の67.5」に改める。

附則第22項中「100分の0.585」を「100分の0.6075」に、「1

00分の65」を「100分の67.5」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)

第3条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和18年川俣町条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「相当する額」の次に「(職員の給与に関する条例（昭和41年川俣町条例第12号）附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の99.1を乗じて得た額)を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読み替え)

2 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の給与条例附則第18項の規定の適用については、同行中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年川俣町条例第何号）の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

町長名の委任

3 附則前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

平成22年11月26日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

平成22年福島県人事委員会勧告の実施に伴い、所要の改正を行うものである。ご説明を申し上げます。

本改正は、平成22年福島県人事委員会勧告の実施に伴いまして、給与等の改正を行うものでございます。

勧告内容といたしましては、1点目として、民間給与との格差を解消するため、当分の間、55歳を超える行政職給料表6級以上の職員について、月例給等の支給率を0.9%減額する。

2点目は、期末勤勉手当の年間支給割合を0.15月引き下げる。

なお、平成22年度については、6月期における期末勤勉手当が支給済であるため、12月期の期末勤勉手当の支給割合を0.15月引下げ、23年度以降については0.15月の減額割合を6月期及び12月期の期末勤勉手当に割り振り、6月期は0.05月の引下げ、12月期は0.1月の引下げとするとしてございます。これらの勧告に基づき給与等の改正をしようとするものでございます。

はじめに、第1条の職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、第1条では、平成22年度における期末勤勉手当の支給割合の改正及び行政職給料表6級

以上に属する５５歳を超える職員について、当分の間月例給等の支給率を０．９％減額する改正を行い、平成２２年１２月１日より施行しようとするものでございます。

条例第２０条第２項は、期末手当の支給額を定めてございますが、期末手当の年間支給額を０．１月引き下げ、２．６５月から２．５５に改正しようとするものであり、本改正により平成２２年１２月期支給においては、１．４月から１．３月となるものでございます。

次に、条例第２１条第２項は、勤勉手当の支給額を定めておりますが、勤勉手当の年間支給額を０．０５月引き下げ、１．４月から１．３５月に改正しようとするものでございます。本改正により、平成２２年１２月期支給においては０．７月から０．６５月となるものでございます。以上の改正により、期末勤勉手当年間支給額は、約７１８万１，０００円の減額となり、職員平均では年額約６万１，０００円の減額となるものでございます。

次に、附則第１８項から第２２項までの新設につきましては、人事委員会勧告に基づき、行政職６級以上に属する５５歳を超える職員、これは減額対象となる職員について、月例給等の支給率を０．９％減額する改正及びそれに付随する各条例の整備等について、規定を設けるものでございます。

附則第１８項の第１号から第４号までの規定は、行政職給料表６級以上の職員が、５６歳に達する年齢より第１号の給料月額、第２号の地域手当、地域手当につきましては、現在、支給対象者はありません。第３号の期末手当、第４号の勤勉手当の支給について、それぞれ０．９％相当の額を減額することを規定しております。それぞれ各号後段の括弧書きの内容につきましては、給料月額に９９．１％を乗じて得た額、つまり０．９％減額を行った後の給料月額が行政職給料表６級の最低の金額を下回った場合には、その最低の金額を給料月額とすることを定めている者でございます。

なお、本改正により減額対象となる職員は３名となりますが、給料月額、期末手当及び勤勉手当を含めた年間支給額は約１９万５，０００円の減額となり、職員平均では年額約６万５，０００円の減額となるものでございます。

次に、第５号の規定は、減額対象となる職員が、休職した場合の給与について、算出方法等を定めているものでございます。

次に、附則第２０項につきましては、条例第１３条の改正規定であり、条例第１３条は、職員が欠勤した場合の給与の減額について規定しておりますが、減額対象となる職員が欠勤した場合に減額する額について、算出方法等を定めるものでございます。

次に、附則第２１項につきましては、減額対象となる職員について、条例第１４条から第１６条までで定める勤務１時間当たりの給与額の算出方法等を規定する者でございます。

次に、附則第２２項につきましては、条例第２１条第２項で定める勤勉手当の支

給限度額についての規定でございますが、その勤勉手当の支給限度額から減額対象となる職員については、0.9%減額することを定めているものでございます。

次に、第2条の職員の給与に関する条例の一部改正について申し上げます。

第2条では、平成23年以降における期末勤勉手当の支給割合の改正を定めており、平成23年4月1日より施行するものでございます。

はじめに、条例第20条第2項は、期末手当の支給額を定めておりますが、期末手当を6月期においては0.025月、12月期においては0.075月引下げ、年間支給額を0.1月引下げ、2.65月から2.55月に改正するものでございます。本改正により、6月期支給においては1.25月が1.225月に、12月期支給においては1.4月が1.325月になるものでございます。

次に、条例第21条第2項は、勤勉手当の支給額を定めておりますが、勤勉手当を6月期及び12月期それぞれ0.025月引下げ、年間支給額を0.05月引下げ、1.4月から1.35月に改正しようとするものでございます。本改正により6月期、12月期支給それぞれ0.7月から0.675月となるものでございます。

附則第22項につきましては、勤勉手当の支給率の改正に伴い、条文を整理するものでございます。

次に、第3条の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてご説明いたします。

本改正は、平成18年川俣町条例第21号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第7項で定める給与構造改革による経過措置として、それまで受けていた給料が新給料表の給与月額に達していないこととなる職員は、その差額に相当する額を支給すると定めておりますが、今回の改正では減額対象となる職員が、その経過措置を受けている場合、経過措置額についても0.9%減額することを規定するものでございます。

続いて、附則の説明を申し上げます。

附則第14項は、施行期日を定めたものであり、本条例は、平成22年12月1日から施行するとしております。ただし、改正条例第23条につきましては、平成23年4月1日から施行すると定めるものでございます。

附則第2項は、平成22年4月1日前に既に55歳に達している職員について、改正後の給与条例附則第18項が適用となるのは、本改正条例の施行の日以後とすることを定めるものでございます。

以上、議案第92号の説明に代えさせていただきます。よろしく願いを申し上げます。

○議長（佐藤喜三郎君）　これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君）　まず、要望なんですけど、ボーナスというか賞与の減額、増額くらいは説明でも分かるんですけど、今のいわゆる特定職員の話というのは、聞いたって大体職員だって分からないと思うんですよ、今の説明聞いて分かる職員など

というのは。ですから、やっぱり分からないものを議決するというのは、非常に問題があると思うんです。私は。ですから、分かるようなやっぱり説明資料をきっちり付けて、その審議ができるように是非やっていただきたいなと、こういうふうに思います。

それで、分からないことを一つだけ聞くんですけど、この３ページの第３条のところあるんですけど、この第３条のところだけなんで括弧して、上にまた職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正というのが、ここだけにもう１回括弧して３条の上だけ載っけなくてはいけないのか、法定執務上何かあるのかね、その条例規定上ですよ。こう書かないとだめな理由が何かあるのかどうかお聞きします。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） ご答弁申し上げます。

はじめに、大変分かりづらい給与改正の条文となっておりますことを改めてお詫びをしたいと思います。

なお、ただいまご質問にありました第３条で見出しが改めて括弧であるということでございますが、今回の改正は、同一の条例内の本則と一部改正の附則の同時改正でございますので、これら関連がありまして、今回の条例も給与条例等の一部改正する条例といたしました。一つの条例改正で本来は二つの条例の題名で及びという表現もよろしいんですが、条例と一部改正条例の一部改正を同一の条例で行う場合は、このような形で提案するという事で県とも確認をした次第でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○１番（高橋道弘君） 議案第９２号のタイトルは、職員の給与に関する条例等なんだよね。で、中に書かれている１ページの第１条の括弧は、職員の給与に関する条例の一部改正なんですよ。３ページの第３条の上に書かれているのは、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正だから、結局今、提案している職員の給与に関する条例の一部改正を更に一部改正しますよという提案だというふうに私は解釈しているんですけども、そうしますと、なんであえてまたもう１回ね一部改正する条例を出しておいて、その条例の中で更にまた出している条例の一部を改正するというとこれ提案しているんですよ。この理由はどういうことなんだか分かるように説明してください、簡潔に。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） ご答弁を申し上げます。

今回の人事院勧告による給与改定を行うためには、ただいまご質問がありましたように、職員給与条例と第３条に言います平成１８年に一部改正を行った給与条例の一部を改正する条例の二つの条例を改正する必要が生じました。このように二つの条例を改正するときは、その改正の動機を共通している場合には、一つの改正条例で臨むということに従いまして、今回、提案をさせていただいたところでござい

ますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 分からないから聞くんですけど、要は1ページで言っているのは、職員の給与に関する条例、昭和41年に条例を改正をしますよと言っているんですよね。それで、3ページで言っているのは、平成18年の条例改正を言っているんですよね。そうですね。ですから、その平成18年の条例を改正する理由というのは、本来、職員の給与というのは、昭和41年の川俣町条例第12号ですべて大体やっているんだと思うんですよね。18年には、一部改正する条例だから、その昭和41年の条例を改正するために、昭和18年の条例第21号で改正したのではないかと私は解釈しているんですが、本来の条例は改正しているんだから、それはそれで終わったのではないかとと思うんだけど、平成18年の条例を更に、この本文を読むとですよ、規則第7項中相当する額の月に職員の給与に関する条例（昭和40年川俣町条例第12号）うんぬんかんぬんと書かれているじゃないですか、だから、昭和41年の条例を直すために平成18年に作った条例があって、その平成18年の条例をまた直すというわけでしょ、これ。その理由が分からないので私聞いているんですよ。よく教えてください。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） ご質問に答弁申し上げます。

大変分かりづらい説明で申し訳ございませんが、先ほど私が申し上げましたように、現在の給与条例の改正と平成18年に一部改正を行った給与条例の一部を改正する条例の二つの改正が、まず必要であるということでございます。今回の本改正につきましては、県から県内市町村同じ条例がございしますが、（不規則発言あり）基本的には18年の条例の改正につきましては、給料の抜本的改正によりまして、先ほど申し上げましたように、それまで受けていた給料が新給料表の給料月額に達していないことになる職員は、差額に相当する額を支給すると定めておりますが、今回の改正では、その減額対象となる職員が今回、6級在給職員でございしますが、減額対象となる職員が、その経過措置を受けている場合は、また、経過措置額についても一部改正0.9%、そこから減額するというものを規定するもので、大変分かりづらくなってございますが、そのような形で提案をさせていただいたところでございます。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第92号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第9，議案第93号「平成22年度川俣町一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 議案第93号、平成22年度川俣町一般会計補正予算（第4号）について説明した。

○議長（佐藤喜三郎君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 2点お聞きします。

10ページの今言った情報審査会2回開催する予算が6万4,000円だと言うんですけど、当初予算でも取ってあるはずなので、2回これから追加して開催するというのは何か理由があって、必然性があるから載せたんだと思うんですが、何かそういった事案が生じているのかどうかお聞きをします。

それから、18ページの話ですが、新たな地域資源発掘して観光資源うんぬんかんぬんとあるんですが、目的はそうなんでしょうけど、じゃ具体的な事業内容って何をやるのかと私思いつかないので、具体的な事業内容、それから委託と書かれているから、委託先はどこになるのか、成果品としてはどんなものを求めているのか、その3つについてお聞きします。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） ご質問に答弁申し上げます。

まず、10ページの情報公開費の講習の件でございますが、当初予算には1回計上してございます。ただいま情報公開条例に基づきまして、町の開示決定等につきまして、町の情報公開申請に基づく開示の決定等につきまして、行政審査法に基づく不服申し立てがございました。それに関しまして、現在、委員会を開催しておりますが、その案件につきまして、今後、2回ほど開示決定等の不服にかかる審査会を予定しているものでございますので、今回、2回分ほど計上させていただいたところでございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

18ページの観光等の資源発掘事業委託料の部分でございますが、まず、一つ目の具体的な事業ということでございましたが、地元の資源ということで自然、農産物、工芸品、人、伝統、いろんな地域資源があると思うんですけれども、そういうものを観光資源として活用すべくいろんな基礎資料の調査を委託をしたいと考えております。

あと委託先でございますが、川俣町商工会に委託をしていきたいと考えておりま

す。成果品としましては、先ほど申しましたが、地域資源をいろんな分野に着目をして、いろんな分野の地域資源を発掘をしていただき、その部分を成果品としていただくという中身で考えてございます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 不服申し立てがあるので開催する、それはそれで分かったんですけど、だとすると、その2回で決めるんだというふうに聞こえるんですよね。2回で決めるという理由はないですよね。何回でも必要性があれば何回でもやらなくちゃいけないですよ。ですから、そういうのを予算で形を決めるというのは、おかしいものだと思うんですよ、私は。だから、そういったものは、そういうふうに予算取るのではなくて、そのために予備費というのがあるわけじゃないですか。だから実態にかかるものは2回で決めなくちゃならない。じゃ、2回で結論出せと言われて、審査会でいや3回かかる4回かかるといったら、また補正やるようになって、審査会ですら、そういう予算の取り方は私はいかななものかと思うんですよ。ですから、そのための予備費というのがあるわけですから、そういう非常事態に備えて。そういう予算の組み方はいかななものかと思いますので、考え方を質しておきたいと思います。

あと観光資源の話ですけど、商工会に委託するんだという話なんですけど、結局これ雇用創出基金だから商工会で人を雇うという話なんですよ、簡単に言ってしまうね。すると、その観光資源の発掘すると言っているわけですから、それなりの専門性とか知識がなかったらできないわけですよ。ですから、雇用が創出されればいいんだというだけで、なんでもかんでもやっているように私思うところがあるんで、本当に名前のタイトルに合った事業が成果として期待ができるというのであれば私は結構なことだと思うんですけども、そうやろうとしているんでしょうが、どういう人をじゃ雇うのか、どういう人を想定しているのか。そして、なんで委託にしないといけないのか、町直営ではなんでだめなのか、そこをお聞きしておきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） ご質問に答弁申し上げます。

確かに補正予算で今回2回ほど計上してございますが、2回で終わるというのではなく、当初予算の1回分ございましたので、1回開催してございます。その後12月3日に第2回目を予定してございまして、今回の本日の臨時議会開催に当たり、補正予算が望ましいということで、今後3回程度見込まれるという段階での補正予算として計上させていただいたところでございますが、それらのことも含め、3回で終了しない場合もございますので、そのような形で運用、適用していきたいことも考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

専門性並びに町でなんで委託できないのかというお話でございましたが、町の方

でももちろんいろんな地域資源等なるものについての情報については、持ち合わせはもちろんしているところであります。今回、商工会の方に委託をしようという中味につきましては、特に事業所的な目線といいますか、そういう部分からの情報も得たいというのが一番大きな狙いとして商工会の方に委託をするということでございます。再度申し上げますが、町で持っている情報のいろんなものについても、いろいろと把握しているものもございしますが、今後のいろんな観光性を観光的な部分を見据えた場合に、いろんな目線、いろんな状況から委託をして、いろんな成果品をいただいて、今後のまちづくり並びに観光の行政等につないでいきたいという狙いでございます。以上で答弁を申し上げます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 総務課長の話は分かりました。産業課長の話は、私、理解ができないのね。だって、本来ですよ、観光協会というのものもあるわけでしょ、川俣町では。町長、会長なんだろうんですよ、観光協会って。観光協会には商工会さんもちろん入っているわけですよ。そういったことで観光開発、それから川俣町に滞在時間を長くしてとかいろんなことずうっとやってきたわけですよ、川俣町は。それは町も商工会も一緒に力を合わせて業者さんもやってきたわけじゃないですか。でも、それでもなかなか成果は上がっていないわけですよ、簡単に言えば、結論を言えば。それなのにまた同じところで同じようなことをやったからといったって、何が成果得られるのか。それこそ正に事業所目線とか民間の目線というのであればですよ、観光アドバイザーだとか、そういったことを専門にやっているところに委託して、川俣町を見直してもらおうんだという、そのためにねやるんだというならば私分かりますよ。けれども、今までと同じところで同じ人たちが集まってやってですよ、そして、雇う人の話を今、答弁になかったけども、雇用する人の話は。そこが一番大切なことじゃないですか。どんな人材の人が来て、川俣町をもう1回見直していただいて、今まで足りなかったこと、埋もれていたこと、あるいは教育委員会でやっている自治会にですか、地域資源発掘事業というのものもやっているわけですよ、いろんな目線でもう1回地域を見直しましょうと。そういったことの組み合わせだとか、そういったことも含めて、今までの枠を取り払ってやるとすれば、なんでもかんでもいつも何というか、人を雇えばいいというみたいな話の事業の組み立てを私はいかかなものかと思うんですよ。成果が上がらないのでないかと私は心配するから聞いているんですが、なんでそういった新たな、本当に新たな外部の方の目線で川俣町の観光資源というものを見直してもらおうという発想にならないのかお聞きします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 1番 高橋道弘議員の質問に答弁をいたします。

予算で答弁あれなんですけども、これは大きなことなんでありまして、と申しますのは、今回、国の方でも補正予算固まってきました。県の方にも来るような段取りでありますので、その中には雇用体制まず含まれているんですね。これは前もや

ってきております。今、ご質問にありますように、雇用対策優先で目的達成どうなるのかというふうにも疑問といえますか、私どもも思っている案件なんです。ということは、職安を通すわけです。そうしますと、今言った専門的なことになりますと、指定なものについてはなかなかちょうどしない面がありまして、今、全く質問に出たようなことで悩みといえますか、ありましたので、あえて私立ったんでありますが、それで十分検討してやっていく考えでございました。この後また緊急臨時会なりあればですね、できるものについては取り組む考えではいるんですが、ただ、精査してみないとまだ分からないいんですが、今回の予算の中でも、今、質問にあるようなことを十分踏まえながら、必要なものについては取り入れる。しかし、本当にしっかりとやれるものにしていきたいというような思いでやっていく考えでおりますので、ただいまの質問にありましたことも十分踏まえながら、今後のこの緊急雇用対策についてはやっていきますが、その都度議会の方にも提案しながらの予算化になりますので、いろいろと協議をさせていただいて良いものにしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第93号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第10、議案第94号「平成22年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 議案第94号、平成22年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明した。

○議長（佐藤喜三郎君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第 9 4 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第 1 1, 議案第 9 5 号「平成 2 2 年度川俣町介護保険特別会計補正予算(第 3 号)」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長(佐藤真寿夫君) 議案第 9 5 号、平成 2 2 年度川俣町介護保険特別会計補正予算(第 3 号)について説明した。

○議長(佐藤喜三郎君) これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第 9 5 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第 1 2, 議案第 9 6 号「平成 2 2 年度川俣町水道事業会計補正予算(第 3 号)」を議題といたします。

当局の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長(沢井一雄君) 議案第 9 6 号、平成 2 2 年度平成 2 1 年度川俣町水道事業会計補正予算(第 3 号)について説明した。

○議長(佐藤喜三郎君) これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第 9 6 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、議事日程の追加についておはかりいたします。

緊急を要する事件として、発議 1 件を本日の日程に追加し、議題にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

したがいまして、発議 1 件を本日の日程に追加することに決定いたしました。

ここで日程表をお配りいたします。（日程表配付）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 追加日程第 1，発議第 8 号「川俣町光風園の運営移譲に関する意見書」を議題といたします。議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（佐藤喜三郎君） ここで提出者の説明を求めます。遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 川俣光風園の運営移譲に関する意見書を朗読をもって提案させていただきます。

川俣光風園は、川俣町老人福祉の核として、昭和 27 年に町立光風園として開園し、行政の広域化を踏まえ、昭和 50 年に福島地方広域市町村圏養護老人ホーム組合に移管され、昭和 53 年に現在地に移転、改築された。

川俣光風園は、半世紀以上にわたり県北地域への高齢者福祉の中核施設として今まで多くの高齢者への養護サービスを行ってきた。今日の高齢者を取り巻く環境は、核家族化が進み、低所得の高齢者や 1 人暮らしの高齢者が急増しており、介護保険制度の普及にもかかわらず、ますます光風園のような養護サービスの重要性が指摘されている。

このような中、福島地方広域行政事務組合は、本年 2 月、2 市 3 町の正副管理者会で広域行政事務組合を開催し、川俣光風園の運営を社会福祉法人に移譲することを決定した。しかしながら、現在の川俣光風園の施設は老朽化し、現代社会のニーズに対応できない施設となっている。

よって、本町議会は、入所者の不安を解消し、将来にわたり安定した養護サービスを確保するためにも、施設改築後に移管、運営移譲されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 11 月 26 日

福島地方広域行政事務組合管理者 瀬戸孝則様

福島県伊達郡川俣町議会

以上、ご提案申し上げます。

○議長（佐藤喜三郎君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

これから発議第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◎閉議及び閉会の宣告

○議長(佐藤喜三郎君) 以上で本臨時会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

これをもちまして平成22年第7回川俣町議会臨時会を閉会いたします。ご苦勞さまでした。
(午後0時42分)

本臨時会で決定した事件は、次のとおりである。

報告第 8 号 専決処分の報告について

(専決第 9 号 富田幼稚園園舎耐震補強工事請負契約の一部変更について)

議案第 8 9 号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第 9 0 号 町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 9 1 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

議案第 9 2 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議案第 9 3 号 平成 2 2 年度川俣町一般会計補正予算（第 4 号）

議案第 9 4 号 平成 2 2 年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 9 5 号 平成 2 2 年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 9 6 号 平成 2 2 年度川俣町水道事業会計補正予算（第 3 号）

発議第 8 号 川俣光風園の運営移譲に関する意見書

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 佐藤 喜三郎

同 署名議員 鳴原 利光

同 署名議員 高橋 道也